

土地規制法による地域指定に関する

当該自治体への質問書提出

八木巖

9月11日に政府は土地規制法に関する区域指定候補を提示しました。この3回目の指定候補地に愛知県では守山駐屯地、小牧基地、本宮山無線中継所施設、高蔵寺分屯基地、高座山無線中継地区、春日井駐屯地、豊川駐屯地、宮路山無線中継所、名古屋飛行場（小牧空港）が候補指定地とされました。その後関係自治体の「意見聴取」という過程をへて「指定」となるため、私たちはこの3回目の指定に県内8か所があげられていたので、当該自治体に「市民、住民の平和な生活と人権を守る」「地方自治を守る」ということを念頭において内閣府に意見を述べて下さい、との要請を行い、質問書を手渡し、回答を求めました（豊川市は郵送）。

愛知県については7月26日と9月22日に高木ひろし県議同席の上で「話し合い・要請」を行いました。

特に、春日井市は指定地域が多数におよぶことが予想されていたので7月29日に話し合いをしました。質問書を提出し、8月15日に回答を得ました。春日井市には内閣府にあげた意見書を文書公開請求しました。10月10日から12日にかけて豊山町、小牧市、名古屋市に行き要請と質問書を提出しました（豊川市は郵送）。現在、豊川市、豊山町、小牧市から回答を得、名古屋市は回答を約束してはいますが、現在未達です。

次に質問書に対する回答をまとめました。質問項目は要約しています。

質問内容と回答

1.どの部署が担当するか

- 対外的な窓口としては企画調整部が担当します。予想される業務としては、主に法第7条の規定に基づく情報の提供を想定しております。（豊山町）
- 業務の担当はその事務の内容により異なると想定しております。（小牧市）
- 区域に関する意見紹介の担当部署は危機管理課です。

区域指定後、内閣府からの各種照会については調

査内容に応じた部署が担当することになる。（豊川市）

2.内閣府にどんな意見の提出をするか

- 地理的特性に関する意見を提出しました。（豊山町）
- 区域指定に関わることにつきましては、部外への公表を控えるよう内閣府から要請を受けておりますので、回答は控えさせていただきます。（小牧市）
- この意見紹介の内容は「区域の範囲に関する地理的情報」「区域内で予定されている開発計画等の情報」の確認となっています。本市からは区域にリストアップされている町名が間違っている等の修正は加えましたが、予定されている大規模な開発計画などもありませんので、特に意見無しで回答しています。（豊川市）

3.他自治体や県と意見交換しているか

- 愛知県と情報交換しています。（豊山町）
- 今回の意見紹介につきましては、愛知県と情報交換しております。（小牧市）
- 意見交換はしておりません。（豊川市）

4.「基地機能阻害行為」があいまい、ということに関して意見は

- 国防に関する国の専権事項であり、町として回答する立場ではないと考えております。（豊山町）
- 法の運用につきましては、国防に関することで国の専権事項となるため、市としては回答する立場ではないと考えております。（小牧市）
- 法に則って国が実施するものであり、市として国の動向を注視してまいります。（豊川市）

5.住民の個人情報保護、プライバシー権についてどのように考えているか

- 法令及び豊山町個人情報保護条例等に基づき適切に対応していきたいと考えております。
- 法の運用につきましては、国防に関することで国の専権事項となるため、市としては回答する立場にないと考えております。（小牧市）
- 法に則って国が実施するものであり、市としては国の動向を注視してまいります。（豊川市）

6.提供する情報はどのようなものを想定しているか

- 主に土地所有者に係る住民基本台帳上の情報を想定しております。（豊山町）
- 住民基本台帳等の情報提供を想定しております。（小牧市）
- 内閣府の説明では住民基本台帳の情報と聞いています。（豊川市）

7.住民説明会を行う予定はあるか

- ・現在のところ住民説明会を政府に求める予定はありません。(小牧市)
- ・住民説明会を求めることは考えておりません。(豊山町)
- ・今のところ住民説明会を政府に求める予定がありませんが、国の動向を注視してまいります。(豊川市)

8.政府案は通報＝密告制のようなものも考えているようだが意見は

- ・国防に関する国の中権事項であり、町として回答する立場にないと考えております。(豊山町)
- ・法の運用につきましては国防に関することで國の中権事項となるため、市としては回答する立場ではないと考えております。(小牧市)
- ・法に則って國が実施するものであり、市として國の動向を注視してまいります。(豊川市)

春日井市から情報公開で得られた内閣府への意見書は地理的情報などに関わるものばかりでした

11月29日政府は「土地規制法」に基づく審議会を開き、第3回目の180か所を追加指定しました。これまでで計399か所が指定されました。

私たちは少しでもこの法律の危険さを自治体、自治体職員に訴えるということが目的で訪問し、質問状を提出しました。どんな形であれ内閣府に意見を

あげてもらいたい、國の言う事にただ従うという姿勢は取ってほしくないということでした。しかし、回答に「国防は國の専管事項」などの文言もあり、残念でした。

土地規制法廃止アクションの情報によると、地方公共団体に対する意見聴取の結果、「法の厳格な運用を厳守すること」「個人情報保護、プライバシー権、財産権、思想・良心の自由の侵害を憂慮するという意見がよせられた」「住民等の権利を不合理に制約したり、日常生活、事業活動に影響することが無いよう」などの意見があがっているそうです。そのほか「機能阻害行為の認定は慎重に」というものや経済的観点からの意見も多くあったとのことです。そういう意味では全国での市民の動きは結果をだしているとも思われます。

なお岐阜県がかり行動実行委員会、愛知県平和委員会も申し入れをしています。今後も連携がとれればと思います。

今後、地域指定図など、広報を通じた情報の住民への提供などを確認していきます。

10月1日には仲松弁護士を招いての勉強会を行いました。(わかりやすいと好評でした。)

YouTube

<https://www.youtube.com/watch?v=4ay4qgYFKpU&t=64s>

